

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

観光文化交流局（観光文化交流局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
観光文化交流局	総務課	
	観光交流部	観光推進課、国際交流課、M I C E推進課
	文化歴史まちづくり部	文化芸術推進課、歴史まちづくり推進課
	名古屋城総合事務所	
区役所 （千種区、西区、昭和区、守山区）	区政部	地域力推進課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の観光文化交流局が所管する公の施設の指定管理者及び観光文化交流局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市国際展示場	ポートメッセなごや MICEコンソーシアム	令和 4年 4月 1日 ～令和 8年 3月31日	M I C E推 進課
名古屋市文化のみち 檀木館	株式会社COSMO CONSULTAN T	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	歴史まちづ くり推進課
名古屋市場輝荘	城山・覚王山歴史文 化の杜まちづくり共 同体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 観光戦略の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- (2) 文化芸術の推進に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか

- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、観光文化交流局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指

摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

(1) 行政財産の貸付料収入について（収入事務）

地方自治法等によると、行政財産については、その用途又は目的を妨げない限度において、庁舎の床面積等に余裕がある場合に貸付けを行うことができるとされており、名古屋市公館においては、行政財産の有効活用という観点から、施設の一部を土日祝日に限り事業者に貸し付ける契約を締結しており、当該事業者から貸付料を収入している。また、契約書によると、毎年度の貸付料の支払期限は、当該年度の 5 月末日までとされている。

貸付料に関する収入事務を調査したところ、国際交流課において、令和 3 年度以降、事業者へ交付した納入通知書の支払期限が契約書に定める支払期限（以下「本来支払期日」という。）を超えて設定されていた。また、これらの事例の中には、本来支払期日を経過した後に納入通知書を発行している事例が見受けられた。

国際交流課においては、本来支払期日を確実に設定した納入通知書を適切な時期に発行するよう徹底されたい。（国際交流課）

(2) 名古屋市町並み保存事業補助金について（支出事務）

本市では、名古屋市町並み保存要綱及び名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱（以下「町並み保存要綱等」という。）に基づき、町並み保存地区に指定された区域内における町並みの保存を図るために必要と認められる物件の所有者に対して、当該物件の修理等に要する経費の一部を補助金として交付している。

町並み保存要綱等によると、補助対象となるのは、原則として道路から見える部分の建造物等に係る経費とされており、有松地区の場合は旧東海道から見える部分の建造物等に係る経費とされている。

なお、補助金は町並み保存要綱等に定められた限度額を上限として、修理等

の工事内容等から算定された補助対象経費に補助率を乗じた金額が交付されている。補助対象経費は、工事費のうち直接工事費については、工事内容から算定され、法定福利費などの間接工事費については、直接工事費の補助対象経費割合で按分し算定することとされている。また、工事費に加え設計監理費がある場合は、設計監理費のうち全額補助対象経費となる現地調査費を除いた、図面作成費等についても、直接工事費の補助対象経費割合で按分することとされている。

有松地区を対象とした町並み保存事業補助金の交付状況を調査したところ、補助対象経費の算定において、間接工事費が直接工事費の補助対象経費割合で按分されておらず、全額が補助対象経費とされている事例が見受けられた。また、設計監理費のうち図面作成費等についても、直接工事費の補助対象経費割合で按分すべきところ、誤った割合で按分されていた。以上の結果、補助対象経費が過大に算定されていたため、歴史まちづくり推進課において、補助金を過大に交付していた。

歴史まちづくり推進課においては、過大に交付していた補助金について返還を求めるとともに、町並み保存要綱等に基づき適正な補助金交付事務に努められたい。

(歴史まちづくり推進課)

(3) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、名古屋城総合事務所において、令和 4年 4月の払出し処理が漏れていたことや令和 5年 3月の受入れ処理が重複していたことなどにより、金券類等出納簿と実数との差異が生じている事例が見受けられた。

本件については、令和 2年 5月15日に公表した観光文化交流局に対する監査結果においても指摘している。また、名古屋城総合事務所は、金券類等の管理について令和 4年度から内部統制として、金券類等の出納に係る登録内容と現

物との照合を行うこととリスク対応策で定めていたにもかかわらず、少なくとも令和 4年 4月以降実数との差異が生じており、リスク対応策は適正に実施されていなかった。名古屋城総合事務所においては、金券類等の管理に関する意識の徹底を図り、適正に管理されたい。

(名古屋城総合事務所)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、観光文化交流局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、観光文化交流局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

観光文化交流局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、観光文化交流局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 自主事業に係る経費の支出について（支出事務）

指定管理者制度の運用に関する指針によると、指定管理者は、指定管理施設内において、一団体として自主事業を行うことができるが、経費は原則指定管理者の自己負担とするとされており、名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定によると、毎年度、指定管理業務の収支を記載した管理運営収支決算書とともに自主事業実績報告書を本市に提出しなければならないとされている。

また、年度協定によると、指定管理者は得られた収入額（駐車場の料金及び自主事業を除く。）から管理運営経費を差し引いた金額を本市に納付するものとされている。

さらに、業務仕様書によると、指定管理者は、自主事業として展示会・見本市や各種会議等の開催に必要となる物品を販売、貸出することができるとされており、物品を保管するため施設内の倉庫を占用する場合は、本市より目的外使用許可を受け、使用料を納付することとされている。

管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書について調査したところ、本来指定管理者が負担すべき自主事業に係る物品購入費及び倉庫占用のための目的外使用料が管理運営収支決算書の支出に誤って計上されていた。このため、指定管理者から本市に納付された金額が過少となっていた。

(指定管理者分)

ポートメッセなごやMICEコンソーシアムにおいては、令和 5年度の管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書を修正するとともに、本市への納付金の不足額について追加で納付されたい。また、今後の管理運営収支決算書の作成にあたっては、自主事業に係る経費を支出に含めることのないよう、適正に作成されたい。(ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】)

(観光文化交流局関係分)

MICE推進課においては、管理運営収支決算書及び自主事業実績報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な作成について指導されたい。

(MICE推進課)

(2) 名古屋市国際展示場における立体駐車場運営業務について（契約事務）

名古屋市国際展示場指定管理者業務仕様書によると、立体駐車場運営業務は指定管理者が実施しなければならない業務とされており、指定管理者はあらかじめ本市の承認を受け第三者に委託している。また、当該業務に係る経費は、精算対象経費とされており、本市が負担している。

なお、立体駐車場は、令和 4年10月以降、大規模催事開催時における周辺道路での渋滞対策として、一般車の利用を停止し、催事関係者専用駐車場として、催事主催者の利用見込台数や利用時間の申出に基づき営業を行っている。

立体駐車場の運営には、令和 4年10月以降、原則 4名の従事者が必要とされており、利用見込台数が 200台を超え 2階以上を営業するときや催事の開始前及び終了後それぞれ 2時間の入出庫台数が増加するとき、9時間以上営業するときには、従事者を増員し運営されている。

令和 5年度における立体駐車場の運営業務について調査したところ、増員が必要な時間帯に増員が実施されていなかったり、車の入出庫台数が減少する催事開催時間中が従事者数の一番多い時間帯となっているなど、必要のない時間帯に増員が実施されていたりする事例が見受けられた。

図 1 立体駐車場運営時における従事者の勤務状況一例

		8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00			
シフトA	始業 8:00									
	終業 17:00									
シフトB	始業 9:00									
	終業 18:00									
従事者数		4	8	8	8	8	8	8	5	1

(注) 利用見込台数 150台、催事開催時間 10:00～17:00

また、利用見込台数が 100台未満の営業日における従事者数は、利用見込台数が 400台超の営業日と同じであるなど、利用見込台数による従事者数に大きな差異が認められなかった。

さらに、利用見込台数が 100台未満の立体駐車場の運営実績について確認したところ、1時間当たりの平均入出庫台数は、1.9台となっており、1時間当たり最大の入出庫台数は54台で、その際の従事者数は 2名であった。

(指定管理者分)

ポートメッセなごやMICEコンソーシアムにおいては、立体駐車場の運営に必要な人員体制について、令和 5年度の運営実績を踏まえ、より経済的な立体駐車場運営業務の方法を検討されたい。

(ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】)

(観光文化交流局関係分)

立体駐車場については、令和 4年10月から催事関係者専用駐車場となるなど、立体駐車場の運営環境は変化していることから、MICE推進課においては、令和 5年度の実績を踏まえ、指定管理者とともに、より経済的な立体駐車場の運営について検討されたい。

(MICE推進課)

(3) 精算対象以外の経費により購入した備品等について (財産管理事務)

名古屋市国際展示場の管理運営に関する基本協定等によると、本市は、指定管理者に対し、業務の遂行に必要な現行の備品を無償で貸し付け、使用を認めるものとされている。また、当該備品の補充、更新及び修繕に係る経費については、指定管理に係る経費のうち精算対象経費とすることとされ、当該経費に

よって取得した備品については、年度末に報告しなければならないとされている。

名古屋市文化のみち榎木館の管理運営に関する基本協定書等及び名古屋市場輝荘（南園）の管理運営に関する基本協定書等によると、本市は、業務の遂行に必要な備品及び貸出用消耗品（名古屋市会計規則第 132条に定めた「物品分類表」において、備品の分類に品名が掲げられている物品で、単価20,000円未満のものうち、各施設の利用に際し、利用者又は施設職員が使用する物品）を指定管理者に無償で貸し付け、使用を認めるものとされている。また、新たな備品及び貸出用消耗品の購入費並びに修繕費については、指定管理料のうち精算対象経費とすることとされ、購入又は修繕の必要が生じた場合は、本市に事前に協議することとされている。

指定管理者が購入した備品及び消耗品について調査したところ、名古屋市国際展示場、名古屋市文化のみち榎木館及び名古屋市場輝荘において、備品や貸出用消耗品、指定管理者の自主財源で購入予定だった消耗品を、精算対象以外の経費により購入している事例が見受けられた。なお、いずれの事例についても、所管課へ事前の協議や報告はなされていなかった。

特に名古屋市国際展示場について、MICE推進課は指定管理者が精算対象以外の経費により備品を購入することを認めていないが、指定管理者は購入することができるかと認識していた。この点について、業務仕様書においては、本市が貸与した備品の補充・更新に係る経費は精算対象経費とするとし、貸与された備品のほか、施設の利用者へのサービス向上に必要な備品を指定管理者が用意することができるかとされているものの、備品の購入に係る経費については、業務仕様書上明確になっていなかった。

（指定管理者分）

各指定管理者においては、精算対象以外の経費で購入した備品及び消耗品について、経費の誤ったものが他にないか確認し、所管課と協議の上、必要に応じて本市へ備品及び貸出用消耗品の購入の報告など定められた手続を行われたい。また、今後は適切な経費による備品等の購入を行われたい。

（ポートメッセなごやMICEコンソーシアム【名古屋市国際展示場】、株式会社COSMO CONSULTANT【名古屋市文化のみち榎木館】、城

山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体【名古屋市揚輝荘】)

(観光文化交流局関係分)

MI C E推進課及び歴史まちづくり推進課においては、指定管理者に対し、協定等に従い適切な経費による備品等の購入を指導されたい。また、MI C E推進課においては、業務仕様書の記載が、指定管理者が認識を誤った要因の一つと考えられることから、今後指定管理者と認識の相違が生じないよう規程を整理されたい。

(MI C E推進課、歴史まちづくり推進課)

なお、MI C E推進課及び歴史まちづくり推進課においては、必要な手続が行われたことを確認するとともに各指定管理者に対して指導を行っており、さらにMI C E推進課においては、現指定管理者と備品購入に係る認識の統一が図られ、必要な措置が講じられた。

(4) 事業報告書の作成について（その他事務）

名古屋市揚輝荘（南園）の管理運営に関する基本協定書等によると、指定管理者は、毎年度、施設の管理経費等の収支状況等を記載した事業報告書を本市に提出しなければならないとされている。

事業報告書及び収入・支出関係書類について調査したところ、本市に提出された事業報告書と提出後に指定管理者の構成団体が作成した正味財産増減計算書に記載された金額に差異が見受けられた。このことから更に確認したところ、人件費関連経費など支出の一部（約 700万円）について事業報告書に計上されていなかったことが判明し、その結果、収支状況について、約 500万円の赤字と報告していたが、正しくは約 1,200万円の赤字であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、正確に作成される必要がある。

(指定管理者分)

城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体においては、令和 5年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体【名古屋市揚輝荘】)

(観光文化交流局関係分)

歴史まちづくり推進課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

(歴史まちづくり推進課)

第6 意見

観光・MICE戦略の推進について

令和 5年 5月に新型コロナウイルス感染症が 5類感染症へ移行して以降、観光需要の回復が世界的に広がるとともに、日本においては円安を背景とした訪日外国人旅行者によるインバウンド^(注 1)消費が増加していることを受け、全国的に観光地や観光産業の再生・高付加価値化を図るなど観光振興に向けた取組が推進されている。本市においては、第20回アジア競技大会及び第 5回アジアパラ競技大会の開催が目前に迫るとともに、今後予定されるリニア中央新幹線開業など、注目を浴びる好機が見込まれていることから、その機会を逸することなく、より多くの観光客を誘客するとともに、MICE^(注 2)開催を実現させることが求められている。

これまでの本市の観光・MICEに関する取組としては、令和元年度から 5年度までの計画において目標を定め取り組んできたものの、コロナ禍における外出自粛や渡航制限等の影響を受け、計画に掲げた目標は全て未達成の状況であった。こうした状況を踏まえ、令和 6年12月に新たに「名古屋市観光・MICE戦略2028」を策定し、令和 6年度から10年度までを計画期間として、観光・MICEを戦略的に推進していくため、様々な施策に取り組むこととしている。

単なるコロナ禍前の水準への回復にとどまることなく、観光・MICEの更なる発展のためには、観光消費の動向やMICEに求められるニーズを的確に把握し、それに見合ったハード・ソフト面での環境整備を行うとともに、魅力の創出・向上を図り、それらによって得られる経済効果を最大限に取り込んでいくことが求められる。また、一部の地域においてインバウンド需要の高まりによるオーバーツーリズム^(注 3)が発生していることから、本市においても未然防止・抑止の対策を今後検討していく必要がある。

観光文化交流局においては、観光の推進に関して、本市が進めるシティプロモーションの取組とも連携を図り、名古屋が目的地として選ばれ、観光地としてのイメージが定着すること及び市民の観光に対する理解促進や本市への誇り・愛着が醸成されることにより、市民・観光客・観光事業者の交流拡大や雇用機会の創

出といった経済活性化につながるように取り組まれない。また、MICEの推進に関しては、ものづくり産業の集積地であることなど本市の特性や特色をアピールすることにより、MICE開催に伴う新たな付加価値が創出されることで、より一層の推進につながるように取り組まれない。

図 2 本市における観光入込客延べ人数^(注 4)、延べ宿泊客数及び観光総消費額の推移

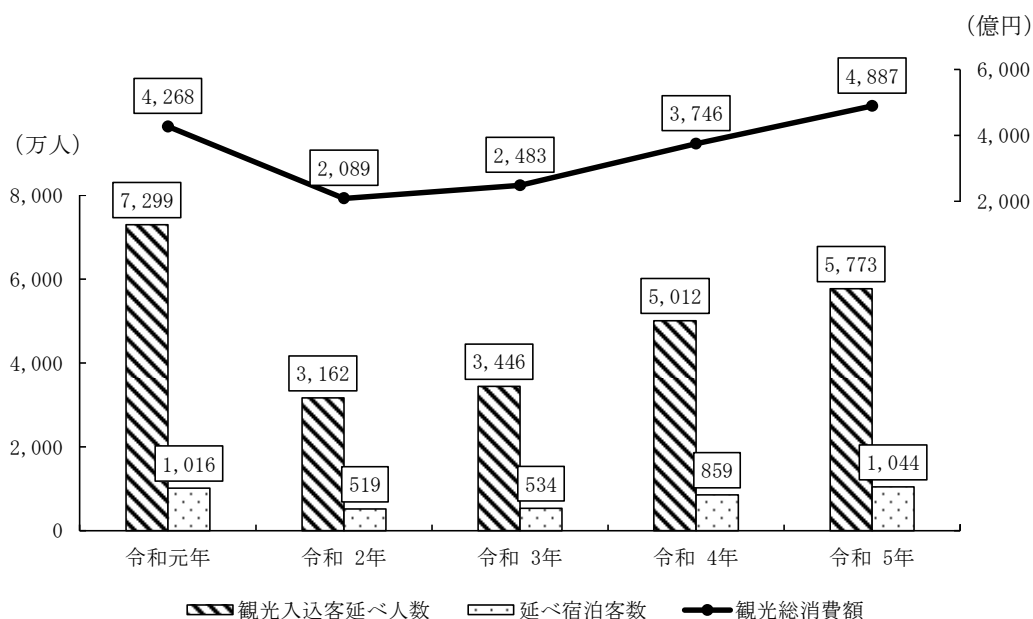
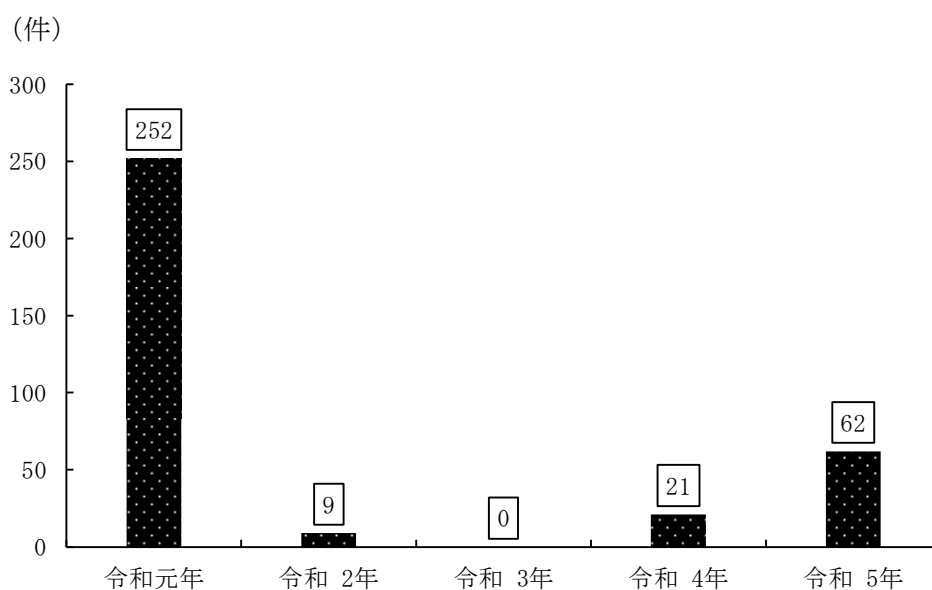


図 3 本市における国際会議の開催件数（J N T O^(注 5) 国際会議統計基準による）の推移



(注 1) インバウンド

外から中に入ってくるという意味で、一般的に訪日外国人旅行を指す。

(注 2) M I C E

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとった造語で、ビジネスイベントの総称。

(注 3) オーバーツーリズム

観光地などへの旅行者の集中やマナー違反によって、地域住民の暮らしや自然環境、景観等に負の影響が発生する状況。

(注 4) 観光入込客延べ人数

名古屋市内の観光施設等への来訪客数の総数。1人の観光客が複数の観光施設へ訪れた場合は、それぞれの施設で来訪客として集計される。

(注 5) J N T O

日本政府観光局 (Japan National Tourism Organization) の略で、正式名称は独立行政法人国際観光振興機構。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市国際展示場（所在地：港区金城ふ頭二丁目 2番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ポートメッセなごやMICEコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：株式会社コングレ
- ・代表者所在地：東京都中央区日本橋三丁目10番 5号
- ・指定管理期間：令和 4年 4月 1日～令和 8年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：43,500千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 展示場を一般の利用に供すること
- ② 施設の使用の許可に関する事
- ③ 展示場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（展示施設及び集会施設）	396千人	910千人	1,304千人
稼働率（展示施設の平均）	36.8%	44.6%	47.8%

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	43,500	管理運営費	715,320
利用料金収入	1,044,905	（人件費含む）	
その他	212,206	その他	585,290
収入合計	1,300,611	支出合計	1,300,611

2 名古屋市文化のみち榑木館（所在地：東区榑木町 2丁目18番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社COSMO CONSULTANT
- ・所 在 地：千種区内山一丁目 1番 8号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：15,664千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 榑木館の保存及び公開等の事業の実施に関すること
- ② 榑木館の施設の使用の許可に関すること
- ③ 榑木館の維持管理及び修繕（原形を不ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入館者数	8,779人	14,182人	17,114人
貸室利用件数	58件	434件	994件

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	15,664	管理運営費	17,877
利用料金収入	2,994	（人件費含む）	
その他	118		
収入合計	18,777	支出合計	17,877

3 名古屋市揚輝荘（所在地：千種区法王町 2丁目 5番地の17）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体
- ・ 代 表 者 名 称：公益財団法人名古屋まちづくり公社
- ・ 代表者所在地：中区丸の内二丁目 1番36号
- ・ 指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・ 指 定 管 理 料：38,708千円（令和 5年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 揚輝荘の保存及び公開等の事業の実施に関する事
- ② 揚輝荘の施設の使用の許可に関する事
- ③ 聴松閣の観覧料及び揚輝荘の施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 揚輝荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

南園（聴松閣）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
入館者数	13,755人	16,867人	19,994人
貸室利用件数	229件	208件	275件

(4) 収支状況（令和 5年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	38,708	管理運営費	51,230
その他	131	（人件費含む）	
収入合計	38,840	支出合計	51,230